

平成16年12月28日

財団法人インターネット協会
理事長 秋草直之 殿

警察庁刑事局刑事企画課長

樋口 建史

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

小谷 渉

預金口座等の不正な利用を防止するための取組みの強化について（要請）

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第164号）が第161回国会において成立し、別紙のとおり12月10日に公布され、12月30日から施行されることになりました。

この法律は、インターネット等を通じて売買された他人名義の預金口座等を不正に利用した詐欺等の犯罪行為が多発している現状にかんがみ、預貯金通帳等を譲り受ける行為や、その誘引行為等についての罰則を定めることにより、預金口座等の不正な利用の防止を図ろうとするものです。

同法が施行されますと、インターネット上の掲示板等において、預貯金通帳等の売買等に関する広告その他これに類似する方法により人を誘引する行為が、同法第16条の2第4項の規定により新たに処罰の対象となります。

つきましては、インターネット上の掲示板等において、預貯金通帳等の売買等に関する書込みを発見した場合には、公衆が閲覧できないようにするなどの必要な措置を適切に講じるようにするとともに、都道府県警察に速やかに通報していただくよう、傘下団体等への周知徹底をお願いいたします。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）新旧対照表

（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置並びに預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第五十四条の規定による届出等の実効性の確保及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等が金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進並びに預金口座等の不正な利用の防止を図ることを目的とする。</p> <p>第十六条の二 他人になりすまして金融機関等との間における預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。以下同</p>	<p>金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第五十四条及び第五十五条の規定による届出等の実効性の確保並びに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等が金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図ることを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第十六条 同条の罰金刑

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 前条 本条の罰金刑